南十六条西十二丁目	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点
南十六条西十三丁目	
南十六条西十四丁目	
南十七条西九丁目	
南十七条西十丁目	
南十七条西十一丁目	
南十七条西十二丁目	
南十七条西十三丁目	
南十七条西十四丁目	

四　在大阪ロシア連邦総領事館周辺地域

期間	平成二十六年十二月十八日から平成二十七年十二月十七日まで
地域	大阪府豊中市西緑丘一丁目 西緑丘二丁目（一番から六番まで及び八番） 少路一丁目（主要地方道大阪中央環状線、高速国道中国縦貫自動車道及び村町橋の部分を除く。） 少路二丁目 桜の町七丁目（五番から十一番まで） 向丘一丁目 向丘二丁目

	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。ただし、主要地方道大阪中央環状線、高速国道中国縦貫自動車道及び村町橋の部分を除く。

○財務省告示第三百八十六号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項の規定に基づき、平成二十七年の同項に規定する財務大臣が告示する割合を次のように告示する。

平成二十六年十二月十二日

財務大臣　麻生　太郎

年〇・八パーセント

○農林水産省告示第千八百十七号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第四十二条第一項の規定に基づき、昭和五十一年一月十七日農林省告示第四十号（小型捕鯨業に係るミンク鯨の操業期間を定める件）を廃止する告示を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十六年十二月十二日

農林水産大臣　西川　公也

昭和五十一年一月十七日農林省告示第四十号（小型捕鯨業に係るミンク鯨の操業期間を定める件）は、廃止する。

○農林水産省告示第千八百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　和歌山県新宮市高田字葛藪二二一九から二二二一まで、二二二三、二二二五、字尾放二二二六から二二三三まで、二二三二の一、二二三三、二二三四、字戸矢倉三〇九三から三〇九六まで、三〇九七の一、三〇九七の二、三〇九八、三一〇〇から三一〇五まで、三一〇八、三一〇九の一、三一七二の一（次の図に示す部分に限る。）、三一七二の一四から三一七二の一七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字尾放二二二六、二二三〇、二二三一、二二三二（次の図に示す部分に限る。）、二二三三の一、二二三四（次の図に示す部分に限る。）、字戸矢倉三一七二の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　島根県雲南市大東町川井一五三二、一五三五、一五三六、一五四六、一五五〇の二、一五五四から一五五六まで、一五五九、一八四八の一、一八四八の三、一八六一の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市八幡町西乙原字室戸二一二一の一から二一二一の四まで、二一二二、二一二四、二一二五の二、二一二五の三、二一三二の二、二一三二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県可児郡御嵩町御嵩字板良洞二八二九、二八三一、二八三四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年十二月十二日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　岐阜県可児郡御嵩町津橋字東森下四二三一の二、四二三二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。